

---

## 法第6条の3 特定構造計算基準のうち確認審査が 比較的容易にできるものの審査について

---

日本ERI株式会社では、建築基準法及び関係政令等の改正（平成27年6月1日施行）に伴い、建築基準法第6条の3ただし書きに規定される「特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの」の審査（ルート2基準審査）をおこなっています。

なお、ルート2基準審査を行うため従前の確認審査手数料に加え、当該審査手数料が必要となりますのでご注意ください。

また、他の構造計算適合性判定機関で、許容応力度等計算（ルート2）の適合性判定を受けた場合でも、判定がルート2基準審査に係るもので当社に確認申請する場合は、建築基準法の規定により当社のルート2基準審査を要することから、当該審査手数料が必要となりますのでご注意くださいようお願い申し上げます。

以上